（参考）

1 経緯

（1）ユネスコの世界遺産一覧表記載は、世界遺産暫定一覧表に記載されたものの中から各締約国が記載推薦を行い、国際記念物遺跡会議（ICOMOS：イコモス）による審査を経て、世界遺産委員会において記載の可否が決定される。

（2）「平泉－浄土思想を基調とする文化的景観」（所在地：岩手県）の記載推薦に係るこれまでの経緯：

平成13年 4月6日　　我が国の世界遺産暫定一覧表に記載
平成18年12月26日　　ユネスコに記載推薦書を提出
平成19年 8月26～30日　　イコモスから派遣された専門家による現地調査
平成20年 5月23日　　イコモスによる評価結果及び勧告の通知

２．イコモス（ICOMOS：International Council on Monument and Site　国際記念物遺跡会議）

イコモスは、本部をフランス、パリにおく非政府機関。１９６５年に設立され、建築遺産及び考古学的遺産の保全のための理論、方法論、科学技術の応用を推進することを目的とする。世界遺産委員会の諮問機関としての役割も担っており、締約国により記載推薦された文化遺産が世界遺産に必要な顕著な普遍的価値を持つか等の評価を行い、世界遺産委員会に勧告を提出する。

3.　今後の予定

（1）第32回世界遺産委員会（平成20年7月2日～7月10日、於：カナダ）

第32回世界遺産委員会において、イコモスの勧告を踏まえ、「平泉－浄土思想を基調とする文化的景観」を含む各締約国からの推薦物件の記載の可否が決定される。

世界遺産委員会の決議は、次の4区分で示される。

① 記載（Inscription）： 世界遺産一覧表に記載するもの。
② 情報照会（Referral）： 追加情報の提出を求めた上で次回以降の審議に回すもの。今次委員会については、最も早ければ平成21年2月1日までに追加情報を提出し、同年夏の世界遺産委員会の審議を受けることが可能。
③ 記載延期（Deferral）： より綿密な調査や推薦書の本質的な改定が必要なもの。推薦書を再提出した後、約1年半をかけて再度イコモスの審査を受ける必要がある。今次委員会ついては、最も早ければ、平成21年2月1日までに推薦書を再提出し、平成22年夏の世界遺産委員会の審議を受けることが可能。
④ 不記載決議（Decision not to inscribe）： 記載にふさわしくないもの。例外的な場合を除き再推薦は不可。

4．世界遺産委員会委員国（21ヶ国（任期は4年又は6年））

2009年に任期終了	2011年に任期終了
アメリカ	エジプト
◎カナダ	オーストラリア
○韓国	バーレーン
スペイン	ナイジェリア
マダガスカル	ブラジル
モロッコ	中国
○チュニジア	スウェーデン
○ケニア	ヨルダン
モーリシャス	バルバドス
○ペルー	
キューバ	
○イスラエル	

◎議長国、○副議長国